

# 幕府滅亡後の鎌倉

福田以久生

## はじめに

元弘三年（一三三三）五月、新田義貞を主将とする討幕軍の乱入のため、鎌倉の内外では激しい戦闘がくりひろげられたのち、前執権の北条高時以下の一門・家人ら八七〇余人は東勝寺で自殺、こゝに源頼朝の開府以来百五十年の勳を誇った鎌倉幕府は滅亡した。そして、いわゆる「建武新政」が始まる。

しかし、後醍醐天皇の「公武一統・天皇親政」を標榜した新政は、「建武式目」を発布して武家政権の成立を宣言した。「義時・泰時の先蹟を追う」と文中に云う武家政権の樹立宣言は、ひろく武家社会に新しい幕府の出現を告げるものであつて、今日、この建武式目制定の時点をもつて、室町幕府の成立と見做している。<sup>②</sup>

かくして、世はいわゆる南北朝動乱の時代を迎えるのであるが、その開始以後の政情不安定の時期において、先代といわれた北条氏滅亡直後の鎌倉には、どのような事態が展開していたであろうか。

筆者は、すでに、「鎌倉幕府の滅亡」あるいは「南北朝・室町期の鎌倉」と題する小論を発表しているが、それらを補強する個別の史実を、本稿においてとりあげたいと思う。それは、円覚寺塔頂の一つである正統院の所領の、山内庄内秋庭郷信濃村（信乃村とも品濃村とも書く。現在横浜市戸塚区内）をめぐる領有争いの相論である。それはさゝやかな農村をめぐる三ヶの寺院の対立であるが、他面において、政治権力所在地であり武家政権発祥の地である鎌倉における政治勢力の対立を具体的に示すものである。そしてそのことは、以後二百年をこえる

室町時代史の展開に当って、独特的政治的立場を占める鎌倉府とその基盤たる東国地域のもつ歴史的特質と意義を明らかにする前提でもあると確信する。

## 一

幕府滅亡直後の鎌倉をめぐる政治情勢について、簡単に見通しをつけておこう。

高時以下一門が東勝寺で自決したあと、主将新田義貞は聖福寺に本陣を構えたが、二階堂別当坊に拠を占める足利義詮と早くも対立した。義詮は当時四歳、足利尊氏の嫡子であるが、父の丹波国篠村での叛より早く東国に下向した細川和氏・信氏らの一門の武将に守られて鎌倉の一方の将帥となっていた。鎌倉攻略の殊功第一を自認する義貞も、細川氏の武力に抗しきれず、義詮に対して「異心ヲ挾マザル」旨の誓紙を捧げざるを得ぬ有様で、やがて失意の鎌倉をはなれて後醍醐天皇の膝下に参洛する。これは、鎌倉攻略の大戦略が一体誰によって推進され、実行されたかという問題の帰結であつて、足利高氏か護良親王の密々の計画が武士を動員できたという可能性はあつても、すべなくとも義貞個人の力倅と名望を以てしては不可能であったといふことが予想されるのに由来する。すなわち、義貞は戦術的に活躍し功をあげた部将ではあっても、実はその上に君臨する権威は、足利高氏自身のものであり、その名代としての義詮に集つていたと理解できる

である。その詳細の論証はこゝでは省略するが、次の一史料でも首肯されよう。

常陸国大塚五郎次郎貞成謹言上

欲早鎌倉二階堂御所後山上陳屋勤仕分明上者、任一見状預恩賞、弥抽奉公忠勤子細事

副進

一通一見状案

右、去年元弘五月鎌倉合戦之時、若御料御座之由承及、馳参于御方、新田中務權大輔幸氏千時孫為大將軍致軍忠之間、注進分明也（下略）

こゝに、大塚貞成の参戦は、若御料=義詮が居るからであることが明白であり、当時の関東の将士にとっては早くも高氏に対する期待が大きかったことが示されている。高氏の後醍醐天皇への反転呼応とそれに至る計画の周到さは、学界周知のことであり、今こゝでは繰返さない。<sup>⑤</sup>

後醍醐天皇は、新政の開始後間もなく護良親王を征夷大將軍に任ずるとともに、元弘三年の十月には皇子義良親王に北畠顕家をつけて奥州に下向せしめ、陸奥・出羽二国を管領せしめ、十二月には成良親王を奉じた足利直義を鎌倉に下して東国を管領せしめた。成良親王は僅かに四歳、いわば前代の親王将軍と同様であり、直義の地位は執権の

再現といつてよい。天皇が幕府を倒してはみたものの、地方管轄のためには前代の奥羽管領と鎌倉幕府の体制の再現を必要としたことは明瞭であり、その意味で、鎌倉がやがてかつての権力を復活する際の拠点となる必然性は些かも変っていなかつたと云つてよい。<sup>(6)</sup>

明けて建武元年、征夷大将軍護良親王はその野心を天皇に嫌われて捕えられ、十一月には鎌倉に流罪の身となり、直義の監視下に幽囚の日を送ることとなつた。この間の事情についても今は省略するが、天皇と親王の政治構想と政局の見通しは明らかに別箇異質のものがあり、すくなくとも、「予見される尊氏の反乱に備えた予防措置の一つ、天皇の深謀遠慮」であつたというような解釈は成立たないことを指摘するのに止めたい。かれは、天皇によつて、天皇の理想とする政治路線の障害の一人として排除されたのであり、明らかに新政府の敵対人であつた。したがつて、次に触れる中先代の乱の勃発に際して、鎌倉を退去する機に直義が親王の殺害を部下に実行せしめたのは、当然の行為であつた。親王弑逆という表現の中に暗黙に直義の倫理観を批判する皇国史観的見解は、冷静に過去の事実を追求する科学的な歴史学から云えば、噴飯物と云つて差支えない。

さて、建武二年の七月、故北条高時の遺子時行を奉じた諫訪頼重以下の旧北条氏附近の東国将士たちが、鎌倉奪還を目指して蜂起した。その強勢に押されて直義は鎌倉を放棄し、足利氏の守護管領であつた三河国まで落ちのび、急を京都に報じた。その敗戦をきいた尊氏は、

天皇の許しのない儘に東下し、鎌倉から京をめざす時行軍を各地に撃破して鎌倉を奪還した。<sup>(8)</sup> 腹背から時行軍を攻撃するために南下して、た北畠顯家麾下の軍勢も、事態收拾を見て東北に帰つた。時行は北陸道・東山道方面に行方をくらまし、かくして中先代の乱とよばれたこの北條方の反乱も、僅か一ヶ月程で終結した。

ところが、尊氏は乱後に天皇が京都に帰還するよう命じても上洛しなかつた。そして逆に、新田義貞の天皇側近からの排除を要求して動かず、ついに新田義貞は勅命によつて尊氏打倒の大軍を率いて東下し、鎌倉に迫つた。二階堂から若宮小路に居を移していた尊氏は、義貞軍の来攻を聞いて浄光明寺に蟄居していたが、義貞軍と相戦うために進発した直義以下が駿河に出向いて手越で敗れたときくと、遂に寺を出て箱根方面に出陣し、十二月、箱根・竹ノ下の戦で新田軍を大いに破つた。そして一気に義貞軍を追つて上洛し、冒頭に述べたように、天皇の新政府の膝下に突入するのである。

本来、同じ源氏の血統をひきながら、新田氏と足利氏とを比べると、鎌倉時代においては同じ外様の御家人とは云え、足利氏の方がはあるかに家格も高く名門であった。幕府討滅の功においても、武家社会に君臨する重みからいっても、義貞より尊氏の方がはるかに高く、このことは、楠木正成自身が天皇に、「義貞を見放して尊氏と協同するのが得策」と献言していることから云つても、また、「尊氏ナン」という評判が京中にみちくくて、新政の前途に対する人心の不安感を示

したという風聞に照しても窺うことができる。<sup>(9)</sup> しかも、尊氏は鎌倉を奪還した直後から、上野国の守護職を上杉憲房に与えるなど、天皇が義貞に与えていた権限を実力で奪取したり、一族の所領を観所として有功將士に与えたりして、新田氏の本拠を蚕食している。<sup>(10)</sup> こうした行動が両者の対決を必然なものとしたが、さらに後醍醐天皇が尊氏・直義と、官職剥奪の処分に付して袂を分つた時に、「建武新政」は瓦解の道を進み始めたのである。

々綸旨を下している。<sup>(11)</sup> もちろん、今日史料としてそれらの正文又は案文が残っている僅かな例が上記の諸寺院なのであって、これら以外は安堵されなかつた訳ではない。おそらく同様な、新政府の政策が示され施された寺社があつたとみて差支えない。

しかし、天皇の命令である綸旨が、あるいは將軍宮たる成良親王の令旨が、又は雑訴決断所の牒が発令され交付されれば、それだけで事態は收拾し混乱はおさまり、平穏な状況が現出したかといえば、そのようなことはあり得ない。

武州金沢（現在横浜市金沢区）六浦庄内にある称名寺の住職湛睿は、その書写した華嚴經演義鈔見聞集の第六卷下と第七卷上の奥書に、次のように記している。<sup>(12)</sup>

新政府は、発足と同時に、鎌倉の大寺院に対してその従来の地位を保障し、寺領を安堵する綸旨を発した。北条氏という大檀那を失い、軍勢の乱入駐屯という事態の最中に脅える寺院・僧衆の不安に対処する必要を認めたからであろう。後醍醐天皇が「還幸ノ儀」<sup>(13)</sup> を以て京都に帰った僅か十日後の元弘三年（一二三三）六月十五日には、

当寺自元為 勅願寺上、當時殊可抽御祈禱之誠精、就中寺領等當

知行地領掌不可有相違、者天氣如此、仍執達如件

元弘三年六月十五日 左中將（花押）

謹上 極楽寺長老

という綸旨を極楽寺長老俊海に下附したのを皮切りに、七月十二日に円覚寺正統院当知行地安堵を夢窓疎石あてに、九月二日には雲頂庵に、十月五日には淨光明寺に、十二月二十一日には覺園寺に、それ

右元応二年六月十三日、本目録雖在之、彼目録之内、前代之時、御内之仁等、或於御前拝領之、或元弘兵乱之時、於土藏紛失之由、載之（下略）

正慶四年乙亥（中略）加之七月廿三日、足利典厩直義○恐○敵軍責□○先退出○柳營○同廿四日□○先代一族還入其跡、凡世上不定雖不始

今、眼前転変頗希上古歟、依之雖僧俗共猥雜、○公私尤怨劇（下略）すなわち、中先代の乱の最中のありさまを、「僧俗共に猥雜」「世上不定」と表現した。また、円覚寺仏日庵の「公物目録」には、

（12）

とあって、義貞軍の突入と幕府方の応戦に当つて円覚寺の土蔵が軍兵の荒らす所であったことを示している。さらに、先記の如く尊氏・直義が義貞を追つて上洛したあとを、奥州の北畠頼家軍が南下して鎌倉に入つて來た。この時も留守を守る斯波家長らが杉本城で敗死するなど激しい戦闘が繰り広げられたが、暦応元年（一二三三八）二月十一日の日付をもつて史料には、次のように述べている。<sup>(19)</sup>

暦応元年戊寅奥州国司頼家卿上洛之時、往返之軍勢、余ニ致狼籍之

問、門前所在地之者共訴訟ニ曰、（下略）

であったのである。

戦火を浴びて悲惨な思いをするのは、常に抵抗の術のない底辺の民衆のような混乱であるから、一片の綸旨や令旨・牒などで、その混乱が收拾するとは思われない。かえつて、混乱に乗じて、他人の所領や寺社領の押妨・乱妨、横取りは当たり前のことであつた。

相模国西部の大友郷は、鎌倉時代の始めより、大友氏の本領であつた。九州の肥後国や豊後国に一族を繁栄させた同氏の一族詫間別当太郎宗直の本領の大友郷内田地壱丁屋敷などは、矢田与一なるものに譲りされていて自からの正統な支配が不可能となつてゐたのである。<sup>(20)</sup>このような「甲乙人」や「悪党」の乱妨は、実はこの幕府滅亡を機におこつたものではなく、逆に、そのような社会状況の混乱こそが幕府の滅亡・南北朝動乱を招来する社会的基盤であつたこと、混乱というが

実は生産者層の農村においての地位の向上とその意欲が上部へのつきあげとなつて現れ、支配者層は支配体制の混乱という形でこれを捉えているにすぎない等々の理解は、戦後史学の開花期以来の中世史の通説となつてゐることは、周知の通りである。<sup>(21)</sup>

さて、上来述べてきたような概説風の見通しのあとをうけて、具体的に一つの事例をとりあげて見ることとしよう。

### 三

円覚寺の正統院とは、はじめ正統庵とよばれ、建長寺にあつた。弘安九年（一二二八六）に寂した無学祖元の塔であつた。祖元は円覚寺の開山であるにもかゝわらず、その開山塔が同寺にないため、建長寺より遷塔することとなり、建武二年（一二三三七）、臨川寺の長老でもあつた夢窓疎石が後醍醐天皇の綸旨を賜り、建長寺側の反対を抑えて実現した。このような由緒をもつていたため、自後、正統院の門徒は円覚寺内で次第に重きを占めるようになつた。正統院と名を庵から院にあらためたのは、おそらくこの遷塔の頃であつたようである。<sup>(22)</sup>すでに鎌倉時代から、この正統庵の所領としては、丹波国成松保・建長寺門前地二ヶ所・はまの地・常陸国椎火郷内宮山田地屋敷・武藏国崎西郡成田郷内西谷田などがあつたことが知られるが、先にも述べたように元弘三年（一二三三）七月十二日には、後醍醐天皇の当知行地安堵の綸旨が疎石あてに発せられている。そして建武二年（一二三三五）の七月八日に

は、舍利殿を以て開山塔頂とすべき旨の綸旨も亦、同人にあてられた。<sup>(23)</sup> そして、当面問題としてとりあげる山内庄内秋庭郷信濃村が、足利直義によって正統院に寄進されたのは、それに先立つ建武元年（一三三四）八月二十九日のことであったが、三年の頃よりその帰属をめぐつて、聖福寺雜掌からの訴訟が、正統院を相手として提起されたのである。<sup>(24)</sup>

中世においての所領相論をめぐる訴訟手続は、すべて書証主義であった。その為に、必要な文書公驗は案文を作成して「副進文書」として審理機関に提出された。そのような働きを果した文書類が、今日歴史の重要な史料として遺されている場合が多いのであるが、それが相手側の訴えに対して自己の正統性を主張することを主目的とする訴訟文書である場合、そこに述べられている一方の主張をすべて事実そのまゝであると速断することは危険である。同時に、では相手方の論駁が正しいともいゝ難い。したがって、この信濃村をめぐる両者の争いをとりあげる場合、唯一絶対の真実は何かということよりも、円覚寺正統院側は聖福寺側のどのような訴えに対しどのように応対しているか、という形で両者の争論の内容を整理すべきである。

訴訟は、聖福寺側からすくなくとも建武五年（一三三八）までにすべくなくとも四回提起された。第一回は建武三年五月の頃で、その主張は、將軍足利尊氏の施行状を以て明らかのように、この秋庭郷内信濃村は聖福寺のもつ新熊野社領であり、それに対し正統院側が乱妨を

しているというのである。聖福寺雜掌の幸明は、この訴えを鎌倉の制札方奉行の皆吉余四郎に属して提起し、そのため同年五月、長江六郎左衛門尉を使として打渡が命ぜられた。これに対して正統院側は、第一に、当村は建武元年八月二十九日付の足利直義の寄進状にもとづいて直義から寄進されて以来、知行相違なきもので、乱妨をしていると、うのは謂れがない。第二に、この村は本来長福寺領といわれて、子細があればその寺から訴え出るべきであつて、聖福寺が提起すること、又社領と号することは所以がない、と反論した。その結果は一応正統院側の言分がみとめられたにもかゝわらず、長江と聖福寺が結託していたため、正統院知行の実現は難渋した。そこで、左馬頭直義の寄付の旨をうけて斯波家長が御教書を発行し、七月四日には制札方の沙汰を止めて美作彦太郎入道に沙汰付を命じた。

ところがそれでも、事態は平静にはならなかつた。前記の御判御教書中の文言にあるように、「甲乙人等の濫妨狼籍」が続くうちに、聖福寺新熊野別当如意寺僧正坊兼助の代官定珍を訴人として、「秋庭郷信濃村は如意寺僧正坊の代々相伝の地であるのに、正統院が乱妨をつゞけている」という二度目の訴えが提起された。今度は、矢野伊賀入道善久が管領している寺社方の奉行山名掃部大夫入道に属した。これに対しても、九月二十四日に参決すべしという命令があつたので、正統院側は直義の寄進状の写を進上すると同時に、前回に変えて領主雜掌の名字を改めた訴えは不可解と主張した。そのため、訴訟は「仁政

方」の所管に移され、とりあげられないこととなつた。

このように、関東における訴訟に失敗した聖福寺は翌建武四年秋に京都に上って、如意寺僧正坊雜掌清胤を訴人として、同様の訴訟を提起した。幕府では安富右近大夫を奉行とし、豊前介入道全承の管領する寺社方の扱いとしてこの訴訟をうけとめ、十月十七日には秋元彈左衛門尉を遵行使として奉書を発行した。しかし、正統院側は、如意寺僧正が証拠として提出した將軍（足利尊氏）の施行は後醍醐天皇の綸旨の施行状（実行を促すべく下級のものにとりつぐ文書）であつて、正統院側の提出したような、直義の寄進の下文とは対抗する効力をもつていないと主張をなした。

そして本年に至り、聖福寺側は同様の訴を提起した。左京大夫仁木

義長が奉った御教書の遵行使として三浦六郎左衛門尉が正統院側に接衝に來たが、同寺としては、前々より訴訟がとりあげられて來ていない、すなわち相手側の主張は認められていない旨の請文を提出したのであつた。

煩を顧りみず、五回にわたる両者の対立点の概要を略述して來たのであるが、次に、その語る所の問題点をあげてみよう。

第一に、両者の主張の背景となつてゐる鎌倉時代末期から幕府滅亡直後にかけての、秋庭郷信濃村の領有関係についての相異が指摘でき る。すなわち、

① 最初に訴訟を提起した聖福寺は、鎌倉攻略に当つて進攻軍の将で

あつた新田義貞は、この聖福寺に陣をとり、合戦に勝利を得た時には所領一ヶ所を寄進すると約束した。そこで聖福寺が戦後にこの信濃村を希望したので、綸旨を賜わり、將軍尊氏の施行状をうけた。と主張する。

② 如意寺僧正は、この信濃村は本来、長福寺の所領であつた。長福寺は北条一門の名越備前禪門(26)の代々の墳墓の地であり、その孫の朝宗が如意寺僧正兼助の弟子であつた。聖福寺の新熊野社の別當を兼助が併せもつていた所から、新熊野社領の信濃村は、当然如意寺の寺領となる、と主張する。つまり、①の訴訟を継続して正統院側を訴えでているのである。これに対しても論人となる正統院側の主張と反論を整理してみよう。

イ、天岩和尚慧日の存日の頃の物語る所によれば、円覚寺領の丹波國成松保が鎌倉幕府滅亡の混乱期に有名無実となつたため、その代りとして公文所から毎月一石一貫が斉料として下付されていた。このやり方は将来には怠転の基となるに違ひないとして、便宜の地を代りに与えようと足利直義の内意があり、前代に北条得宗の所領であった山内庄は、滅亡後は闕所となつて直義の知行下に入つており、さらにその一部の秋庭郷は上杉重能の知行であつたので、これがよろしからうとなつて、直義の寄進が行なわれた。

ロ、前掲①の聖福寺の主張となつてゐる綸旨と施行状に関する、とくに將軍家の施行状を「寺領安堵の施行状」と主張するのは誤りであ

る。それは天皇の綸旨に附隨して発行されたものであつて、「当時、綸旨、御牒について將軍の施行が行なわれる時は、其時之例儀である」故、安堵とは見做せない。反対に正統院が所持しているのは、足利直義の「寄進の御下文」であつて、その効力は比べものにならぬ。

ハ、山内庄は得宗領であつたため観所となつた。その内部の信乃村を、かつての北条氏の一族のものが知行できる訳がない。相伝の地と称して訴訟をおこしても、鎌倉幕府が倒れて建武新政となり、鎌倉の支配者は北条でなく足利となつた「当御代」において、どうしてその寄付をもうけずに、かつてよりの相伝を主張するのか。これが如意寺僧正の主張（前掲②）に対する反論である。

このような両者の主張は、それともが相手方を「奸訴」として痛烈に論難する語調で語られるのが常であるから、いざれが事実であるかは決し難い。しかし、聖福寺に下付されたと云われる綸旨と將軍の施行状は今日これを見ることができず、逆に、正統院側の証拠とした諸文書は、見出し得る。冒頭にも述べた如く、これは前者が何らかの理由で亡失したにすぎない偶然の結果かも知れないから、その主張は根拠のないものであつたとは云えない。しかし、すくなくとも、明らかに、円覚寺正統院側は、終始一貫、足利直義の寄進の下文を得ていていることを前面に出している。そして、その直義が鎌倉の主となつてゐることを現実においては、後醍醐天皇の綸旨も、その実行を促す將軍の施行状も「対揚し難し」と一蹴していること、かつての北条氏の一門の世界

は終つたのだとつきり認識していることが、注目されよう。鎌倉五山の一つであり、北条得宗を大檀那として法燈をうけて来た円覚寺にして、かくの通りであった。

さて、第二にこの訴訟の推移で気づくことは、訴訟が単純に理窟と証拠だけでは解決しないで、人脈・力関係が大きく影響している事実である。

すでに訴論の推移の時にあげたように、足利直義の制圧する鎌倉において、おそらく前代以来の訴訟機関を継承したとしても、制札方・寺社方・仁政方などの担当機関があり、それともの管領と奉行人によつて、この訴訟の扱いが異なつてることが分る。そしてそれらを通観すると、

足利直義——制札方（細川式部大夫入道）

——寺社方（矢野伊賀入道善久）

——斯波家長

——上杉重能

——仁政方

という二つの系譜を想定することができる。いうまでもなく、足利義詮は元弘の乱当初より、細川信氏ら兄弟に補佐されて鎌倉に主となつていた將軍尊氏の嫡子である。これに對して直義は、後醍醐天皇の命によつてその皇子成良親王を奉じて鎌倉に下向して來た鎌倉將軍府の実力者である。先述の如く、尊氏は中先代の乱を機として鎌倉に下向

し、両者は一体となつて京都の天皇や新田・楠木らの勢力と激しく対抗してゆくのであるが、そのような状勢の背後に、早くも、義詮（その背後の兄尊氏）と直義、そしてその派の武将たちの対立<sup>(28)</sup>が建武の当初から生れていることを見落すことができない。

室町幕府草創期の將軍權力は、尊氏・直義の二頭政治と呼ぶことが可能でもある独特的のものであつたことは、佐藤進一氏の研究<sup>(29)</sup>の発表以来、ほど定説として承認されている。そしてその解決は、十年ののちに觀応の騒乱という深刻な内乱を体験してはじめて生れてくるものであることも、政治史の推移に徴して明らかである。その対立の萌芽がすでに建武の始めに芽生えていることは、従来、意外に看過されていたのではないか。その意味で、僅かな所領をめぐるさゝやかな相論、それに關する数通の文書でしか残つていなくとも、その奥深い歴史の真実を知る手がかりとなり得ることを、あらためて認識するのである。

### むすびに代えて

さらに一点、次のことは中世政治史の理解の上で、主要な点である。

後醍醐天皇の綸旨は、將軍足利尊氏の施行状を伴うのが「当時の例儀」であった、と、當時から認識されていいたという事実である。いうまでもなく、綸旨とは天皇の仰を奉じて藏人の出す奉書式文書をい

う。しかもこの天皇は、その親政を理想とする故に、もっとも頻繁に綸旨を発した天皇でもあった。隱岐配流という幽囚の生活の中につても、綸旨を発して諸国將士の蜂起を促したし、杵築大社の宝劍を神器の一として徵發する際にも綸旨を以てこれを行つた。中には、小切の絹に書し、密使がこれを髪の中に忍ばせて伝えた「髪ノ綸旨」といふものさえ残つてゐる。王朝の世に、最高の統治者である天皇の權威を象徴するのが、その綸旨であったと云つても過言ではない。しかし、その綸旨の内容が実現するためには、やはり現実の武力支配者である將軍の施行状が不可欠であったことは、どういうことを意味しているか、瞭然たるものがある。いかに天皇が安堵の綸旨を下しても、それに將軍の施行状が付随しなくては無意味であったこと、それが一般的の認識であつたが故に「例儀」であつたこと、建武新政とよばれるものの実状の一端が如実に示されているといえよう。

所領の宛行や安堵が、武家社会の統帥者＝現実の王者の「下文」によつて行なわれ、それがもつとも權威をもつていて、天皇の綸旨より尊重されたことも、また、この一連の経過で明らかであるが、その最高權力者とは、建武初年において、鎌倉にあつては足利直義に他ならなかつたことも、見逃すことができぬ所であろう。そして、建武五年（一二三八）三月十七日の直義の御判御教書は、次のように述べている。

正統院領相模国山内庄秋庭郷内志奈野村事、自鎌倉依預置干軍勢、僧食闕如云々、甚無謂、早停止預人等之違乱、可全寺家所務之由、

## 可加嚴密催促之状如件

建武五年三月十七日

(直義)

(花押)

三浦因幡六郎左衛門尉殿

注

すでに、「鎌倉」とよばれる足利義詮に対する、延いては尊氏に対する、直義の不協和音がきこえる史料であるとともに、相模国の重鎮をなす三浦氏の一人を使節に任命している直義の地位は、前代の執権と同等であったといつてよいであろう。

秋庭郷信濃村は、貞和元年（一三四五）十一月九日の直義御教書<sup>(2)</sup>によつて、あらためて正統院領としての当知行が安堵された。永和二年（一三七六）の十月に作成された「正統院文書目録」のうちには、相模国厚木郷など他の所領とならんで秋庭郷関係の文書計十通があることが明示され、中に、「古帳・結解状等五通」とある。しかし今日この種の史料は、今の所公刊された「円覚寺文書」中には見出し得ない。

したがつて、上来述べてきた紛争の種であつた秋庭郷信濃村に、円覺寺正統庵がどのような支配を行つてゐたか、その信濃村ではどのように農業生産が行なわれどのように収奪されていたか等々を明らかにする術はない。残念と云わざるを得ないが、円覚寺文書は今なお未整理の分が相当に残つてゐるともきく。将来を期待する以外にないことの一言して、擱筆しよう。

①

戦前の歴史教育においては「建武中興」と呼ばれていた。中興というとらえ方が、天皇親政をあるべき日本の國体の基本とし、幕府政治を國体に反する悪しきものとして認識する「皇國史觀」にもとづいてることは今までもない。その意味で、筆者は、歴史学に志して以来一貫してその呼称を採用していない。

②

室町幕府の呼称が、三代將軍義満の代になつて、かれが京都室町に邸宅を営んだことに由来していること、したがつて尊氏の建武式目制定の時点においては、室町幕府なるものは成立していないという認識は一理ある。しかし、今日、この建武式目を尊氏の武家政權の樹立の宣言として理解することは学界の通説となつております。また、その政權を室町幕府とよぶこともまた常識化している。巷間の概説書や高校用の教科書は、すべて同様の理解を示している。

③

昭和五十一年十一月刊、清文堂出版刊、拙著「駿河相模の武家社会」所収。

④ ⑤ ⑥  
「鎌倉市史」総説編、又は、高柳光寿氏著「足利尊氏」（春秋社）、及び前出拙著所収「南北朝室町期の鎌倉」参照。本文にあげた史料は、「神奈川県史」資料編古代中世の③上、三一五七号、「大塚文書」。

足利高氏が尊氏と改名するのは、いうまでもなく、元弘三年八月、還京後の論功行賞によつて、後醍醐天皇親らが尊治の一字の尊を高氏に与えたことにもづく。本稿においても、この時点を境として、高氏と尊氏を使い分けている。

佐藤進一氏著「南北朝の動乱」中央公論社「日本の歴史」第九巻。  
前注参照。

⑦ ⑧ ⑨  
建武二年六月、延臣西園寺公宗は持明院統派の貴族や北條時興（高時の弟）と計り、東國の北條時行、北陸の名越時兼を大将とし、持明院統の光嚴上皇の院宣を得て新政を転覆せしめる陰謀を廻らした。しかし発覚して捕えられた。これが中先代の乱の前提であり、「藤氏一揆」とも呼ばれる。（注⑨参照）。なお、尊氏の東下を具体的に示す史料として、「足利宰相関東下向宿次」と題するものが、「国立国会図書館所蔵文書」中にある（県史料③上、三三二三号）。それによれば、尊氏は、建武二年八月二日に京都を出発し、九日に

は遠江国橋本、十二日には小夜中山、十四日に駿河国府、十七日に菅原の水

飲・芦河上、大平下・湯本地藏堂、十八日に相模川、十九日辻堂・片瀬原で

時行軍と連戦して勝ち、鎌倉に入つた。各地に軍功をあげた将士の軍忠状も

少からず残つてゐるが、省略する。

(9)

梅松論。「尊氏ナシ」という流行語は、新政の諸機関の何れにも尊氏の名が見えぬ所から、実力者が加入していないそのような諸機関は信用ならぬとう一般の人心を表現したものと解釈できる。しかし、「尊氏が殺された」という噂の意味であると解する向きもある。その噂によつて京都中が不安に陥つたといふのであるが、何れにせよ、尊氏の存在が大きな意味をもつてゐることを否定するものではない。

(10)

「新田義貞公根本史料」所収文書。九月廿七日に、三浦高継は、相模大介職以下の所領所職の宛行を尊氏からうけている（宇都宮文書。県史料③上、三

二三三号）。

(11) 後醍醐天皇は、自分が隱岐に流されてゐる間に出現した光嚴天皇の治世そのものを認めていない。すなわち、正慶という年号を直ちに廢止して元弘に復することは勿論、中央廟堂内の廷臣の人事、重要寺院の座主の人事などをすべて、配流以前に復してゐる。したがつて、天皇の隱岐遠島は、単なる行幸に過ぎず、そのため京都へは「還幸」の儀式をもつて帰つた。断じて「重祚」ではないといふのが、かれの立場であつた。

(12)

「神奈川県史」資料編古代中世③上、三一〇五号。以下、本稿の主要な史料は、「鎌倉市史」史料編、あるいは「改訂新編相州古文書」にも収録されて公刊されているが、上記の「県史史料編」所収の番号をもつて示すこととする。

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

(36)

(37)

(38)

(39)

(40)

(41)

(42)

(43)

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49)

(50)

(51)

(52)

(53)

(54)

(55)

(56)

(57)

(58)

(59)

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67)

(68)

(69)

(70)

(71)

(72)

(73)

(74)

(75)

(76)

(77)

(78)

(79)

(80)

(81)

(82)

(83)

(84)

(85)

(86)

(87)

(88)

(89)

(90)

(91)

(92)

(93)

(94)

(95)

(96)

(97)

(98)

(99)

(100)

(101)

(102)

(103)

(104)

(105)

(106)

(107)

(108)

(109)

(110)

(111)

(112)

(113)

(114)

(115)

(116)

(117)

(118)

(119)

(120)

(121)

(122)

(123)

(124)

(125)

(126)

(127)

(128)

(129)

(130)

(131)

(132)

(133)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138)

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

(144)

(145)

(146)

(147)

(148)

(149)

(150)

(151)

(152)

(153)

(154)

(155)

(156)

(157)

(158)

(159)

(160)

(161)

(162)

(163)

(164)

(165)

(166)

(167)

(168)

(169)

(170)

(171)

(172)

(173)

(174)

(175)

(176)

(177)

(178)

(179)

(180)

(181)

(182)

(183)

(184)

(185)

(186)

(187)

(188)

(189)

(190)

(191)

(192)

(193)

(194)

(195)

(196)

(197)

(198)

(199)

(200)

(201)

(202)

(203)

(204)

(205)

(206)

(207)

(208)

(209)

(210)

(211)

(212)

(213)

(214)

(215)

(216)

(217)

(218)

(219)

(220)

(221)

(222)

(223)

(224)

(225)

(226)

(227)

(228)

(229)

(230)

(231)

(232)

(233)

(234)

(235)

(236)

(237)

(238)

(239)

(240)

(241)

(242)

(243)

(244)

(245)

(246)

(247)

(248)

(249)

(250)

(251)

(252)

(253)

(254)

(255)

(256)

(257)

(258)

(259)

(260)

(261)

(262)

(263)

(264)

(265)

(266)

(267)

(268)

(269)

(270)

(271)

(272)

(273)

(274)

(275)

(276)

(277)

(278)

(279)

(280)

(281)

(282)

(283)

(284)

(285)

(286)

(287)

(288)

(289)

(290)

(291)

(292)

(293)

(294)

(295)

(296)

(297)

(298)

(299)

(300)

(301)

(302)

(303)

(304)

(305)

(306)

(307)

(308)

(309)

(310)

(311)

(312)

(313)

(314)

(315)

(316)

(317)

(318)

(319)

(320)

(321)

(322)

(323)

(324)

(325)

(326)

(327)

(328)

(329)

(330)

(331)

(3

## KAMAKURA after the collapse of Bakufu (幕府)

Ikuo FUKUDA

### Abstract

When the Kamakura-Bakufu collapsed in the 3rd year of the Genko (元弘) (1333), it was clear that the city of Kamakura was burned down by the battles. As soon as the new government of Kenmu (建武), governed by the emperor Go-Daigo (後醍醐), started at Kyoto he made secure the temple estates. The situation seemed to be almost the same as it was in the era of the Kamakura-Bakufu, but as a matter of fact, it was not so.

An example showing the real state of confusion, I deal with in this essay, is the dispute between Enkaku-ji (円覚寺) and Shofuku-ji (聖福寺) about Yamauchi-no-sho (山内庄) Akiba-go Shinano-mura. Through the lawsuit between the two temples I intend to make clear the following subjects.

First, the Shogun (Ashikaga Takuaji) and his younger brother (Ashikaga Tadayoshi) were great statesmen in the establishing period of the Muromachi-Bakufu. But considering the military process crushing the Kamakura-Bakufu, the author finds the political ideas of them differed very much.

Secondly the difference of their politics presented themselves vividly in the proceeding of this lawsuit about the possession of the estate.

Thirdly the confrontation of the powerful generals, presided by the two bosses, led to the big civil war called the Turbulence of Kanoo (観應), which represented the difficulty in unifying the forces of Samurai families. This is the reason why the civil war continued so long in the 14th century.